

# 令和元年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会

日 時 令和2年1月20日（月）

午前10時より

場 所 弘前市役所前川新館6階大会議室

## 次 第

1. 開会
2. 開会の挨拶
3. 委嘱状交付
4. 弘前市における移動困難者の現況について
5. 更新登録申請団体に関する協議について
  - ・ 社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会
  - ・ 社会福祉法人 抱民舎
  - ・ 社会福祉法人 桃仁会
  - ・ 社会福祉法人 愛成会
  - ・ 社会福祉法人 オリーブ会
  - ・ 社会福祉法人 津軽富士見会
6. その他
7. 閉会

## 配布資料一覧

- ・資料1 弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- ・資料2 自家用有償旅客運送の概要
- ・資料3 弘前市における移動困難者の現況について
- ・資料4 福祉有償運送登録協議団体一覧
- ・資料5 更新登録協議団体確認表
- ・資料6 対価について
- ・資料7 青森県タクシー自動認可運賃下限額（弘前交通圏域）
- ・資料8 需要量と供給量について

## ・参考資料

「福祉有償運送ガイドブック」

「福祉有償運送の登録基準について」

「弘前市福祉有償運送運営協議会運営規則」

## 資料1

## 弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：平成30年3月13日～令和2年3月12日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	オガワ 幸裕 小川 幸裕	会長
福祉有償運送を利用する立場にある者	弘前市町会連合会	理事	カハタ マサノブ 中畑 政憲	副会長
タクシー事業関係者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	シヤマ 清司 下山 清司	委員
福祉有償運送事業関係者	弘前市社会福祉協議会	総務課長	シエ 義孝 溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸 企画専門官	ヤギヤ 英俊 柳谷 英俊	委員
市の職員	弘前市福祉部	部長	ハンバ 邦夫 番場 邦夫	委員
市の職員	弘前市都市整備部	部長	ノノ 忠久 野呂 忠久	委員

# 自家用有償旅客運送について

## 1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要がある。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

### 【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。  
(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

## ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- 地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

### 地域の移動ニーズ

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等が外出するための移動手段を確保したい

### 地域の移動ニーズ

単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等が外出するための移動手段を確保したい

### 交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

### 福祉輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

市町村が主体

NPO法人等が主体

市町村が主体

NPO法人等が主体

#### 市町村運営 有償運送(交通空白)

#### 公共交通空白地 有償運送

#### 市町村運営 有償運送(福祉)

#### 福祉 有償運送

市町村自らが、当該市町村内の交通空白地において、当該市町村内の住民等の運送を行うもの

NPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民等の運送を行うもの

市町村自らが、当該市町村の住民等のうち、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

NPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(実際の運行は、バス・タクシー事業者に委託されているケースがある)

## 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

### ①地域における関係者の合意

地域公共交通会議 又は 運営協議会

- ・自家用有償旅客運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

### ②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・当該地域を管轄する運輸支局等  
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

## 弘前市における移動困難者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、弘前市におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、本市においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

(平成31年3月31日現在)

## 【弘前市の人口】

弘前市全人口	170,452 人
高齢者数(65歳以上)	53,982 人
高齢化率	31.7 %

## 【要介護度別認定者数】

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数①	1,361	1,303	2,152	1,965	1,257	1,372	1,083	10,493
うち施設入所者②	0	0	108	174	283	547	417	1,529
在宅認定者(①-②)	1,361	1,303	2,044	1,791	974	825	666	8,964
うち介護度3以上(福祉車両での移動が必要と思われる人)	<b>2,465</b>							

## 【障害者手帳保持者】 11,488 人

(内訳)

## ○身体障害者

(人)

身体障害者手帳	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
視覚障害	47	70	27	18	154	213	529
聴覚・平衡機能障害	388	4	315	88	167	12	974
音声言語等機能障害	0	0	19	41	1	0	61
肢体不自由・・・上肢	62	78	124	134	566	622	1,586
肢体不自由・・・下肢	64	165	892	545	278	232	2,176
肢体不自由・・・体幹	1	50	6	52	115	92	316
内部障害	0	0	511	429	17	1,556	2,513
計	562	367	1,894	1,307	1,298	2,727	8,155

## ○知的障害者

愛護手帳	B	A	計
人数	908	630	1,538

## ○精神障害者

保健福祉手帳	3級	2級	1級	計
人数	236	1,042	517	1,795

※下肢・体幹【1・2級】(64歳以下) … 225 人(下肢158人、体幹67人) → 福祉車両での移動が必要と思われる人  
 上記のうち身障施設入所者 … 15 人

※身体・知的・精神障害者(64歳以下) … 4,614 人  
 上記のうち身障施設入所者 … 50 人  
 上記のうち知障施設入所者 … 149 人

【弘前市における外出支援施策】

○在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業(平成30年度)

在宅の心身障がい者に対し、障害福祉サービスを補うことを主旨として、タクシー利用料金の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。課税状況によって受給資格に制限あり。

利用券交付者数(人)	延べ利用件数(件)	金額(円)	備 考
1,554	9,205	5,430,950	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者:身体障がい児・者 1、2級 (視覚、肢体不自由、内部障がい)</li> <li>・知的障がい児・者 A</li> <li>・一人当たり年間12枚</li> <li>・乗車1回当たり590円</li> </ul>

○移動支援事業(平成30年度 平成31年3月31日現在)

屋外での移動に困難がある障がい者・児について外出のための支援を行う。

支給決定者(人)		福祉タクシー 福祉有償運送 利用回数(回)
身体	105	4,796
知的	26	766
精神	52	2,905
難病	0	0
児童	3	50
計	186	8,517

※1人当たりの利用回数:46回(8,517÷186)



## 【福祉輸送の活動状況】

	訪問介護事業所	福祉有償運送登録事業所
実施事業所数	34	15
利用者数(人) A	1,654	387
輸送回数(回) B	62,526	9,828
福祉車両	29,509	6,321
セダン等	33,017	3,507
1人当たり利用回数(回) B/A	37.80	25.40
車両台数(台)	229	44
福祉車両	101	27
セダン等	128	17
運転者数(人)	314	123
2種	61	4
その他	253	119

## 【市内タクシー会社の活動状況】

実施事業所数	7	
輸送回数(回) A	1,210,989	※H10.1~R1.9.30
福祉車両	4,397	
セダン等	1,206,592	
車両台数(台)	452	※R元年11月30日現在
福祉車両	57	
セダン等	395	
運転者数(人) B	574	※R10月1日現在
2種	574	
(うち介護福祉士)	5	
(うち訪問介護員)	31	
(うちケア輸送サービス従業者研修修了者)	4	
1人当たり運転回数(A/B) ÷ 365日	5.8	

## 令和元年度福祉有償運送登録協議団体一覧

## 今回更新登録協議団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木 支部	R2.2.22
2	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	R2.2.22
3	社会福祉法人 桃仁会	城東ホームヘルプセンター	R2.3.22
4	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルパーステーション	R2.3.22
		自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	R2.3.22
		養護老人ホーム 弘前温清園	R2.3.22
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	R2.3.22
5	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルパーステーション	R2.3.22
6	社会福祉法人 津軽富士見会	弘前園ヘルパーセンター	R2.3.22

## 登録団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	R3.3.24
2	特定非営利活動法人 子育てサポートかたつむり	かたつむり	R3.3.24
3	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてつぷ	R3.3.24
4	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業 所	R4.3.13
5	特定非営利活動法人 銀河	送迎サポートステーション Pegasus	R4.3.2
6	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	R4.4.3

(社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料5-1

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 (所在地) 弘前市大字宮園2丁目8番地1号 (代表者) 理事長 柳田 光祥		(名称) 社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 (所在地) 弘前市大字宮園2丁目8番地1号 (代表者) 理事長 柳田 光祥
	事業所	(名称) 社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 (所在地) 弘前市大字宮園2丁目8番地1		(名称) 社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 (所在地) 弘前市大字宮園2丁目8番地1
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から収受する対価	<b>【距離制】</b> 5kmまで150円、5km～10kmまで250円、 10km～15kmまで360円、15km以上410円  福祉事業50円(生活保護世帯は無料)		<b>【距離制】</b> 5kmまで150円、5km～10kmまで250円、 10km～15kmまで360円、15km以上410円  福祉事業50円(生活保護世帯は無料)
4	複数乗車の設定	有(最大5名)※利用者個別到着地まで複数乗車		有(最大5名)
5	使用車両	回転シート車・・・1台		回転シート車・・・1台
	使用権原	使用賃貸契約1台		使用賃貸契約1台
6	運転者	大型免許2種・・・2名 普通免許2種・・・1名		大型免許2種・・・2名 普通免許2種・・・1名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。
7	運行管理の体制等	運行管理責任者		小林 雅也
		整備管理責任者	佐藤 明美	○ 小山内 武文
		事故対応責任者	小林 雅也	小林 雅也
		苦情処理責任者	小林 雅也	小林 雅也
8	運送対象等	対象		○ 身体障害者・・・7名 要支援認定者・・・16名 要介護認定者・・・6名 肢体不自由者・・・6名
		運送の区域	弘前市(岩木地区)を発地又は着地とする区域	弘前市(岩木地区)を発地又は着地とする区域
		目的	自宅から医療機関等への送迎	自宅から医療機関等への送迎
9	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

(社会福祉法人 抱民舎)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料5-2

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 社会福祉法人 抱民舎 (所在地) 弘前市大字高屋字安田735-3 (代表者) 理事長 成田 春洋		(名称) 社会福祉法人 抱民舎 (所在地) 弘前市大字高屋字安田735-3 (代表者) 理事長 成田 春洋
	事業所	(名称) 社会福祉法人 抱民舎 (所在地) 弘前市大字高屋字安田735-3		(名称) 社会福祉法人 抱民舎 (所在地) 弘前市大字高屋字安田735-3
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から收受する対価	【距離制】 1kmごとに80円+回送料400円(市外の場合600円) グループ乗合500円(片道)		【距離制】 1kmごとに80円+回送料400円(市外の場合600円) グループ乗合500円(片道)
4	複数乗車の設定	有(最大2名)		有(最大2名)
5	使用車両	車いす車・・・3台(うち軽1台) セダン等・・・2台(うち軽1台)	○	車いす車・・・3台(うち軽1台)
	使用権原	法人所有・・・5台	○	法人所有・・・3台
6	運転者	普通免許・・・3名	○	普通免許・・・4名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理責任者	原田 誠士・三津谷 春生	○	石田 正・白取 新一
	整備管理責任者	小山内 保	○	工藤 文保
	事故対応責任者	西村 公予子	○	石田 正
	苦情処理責任者	成田 春洋	○	白取 新一
8	運送対象等	対象	○	身体障害者・・・8名 知的障害者・・・9名
	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	移動支援、学校への通学のための送迎		移動支援、学校への通学のための送迎
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

(社会福祉法人 桃仁会)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 3

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 社会福祉法人 桃仁会 (所在地) 弘前市大字城東中央4丁目1番地4 (代表者) 理事長 下田 肇		(名称) 社会福祉法人 桃仁会 (所在地) 弘前市大字城東中央4丁目1番地4 (代表者) 理事長 下田 肇
	事業所	(名称) 城東ホームヘルプセンター (所在地) 弘前市大字城東中央4丁目1番地4		(名称) 城東ホームヘルプセンター (所在地) 弘前市大字城東中央4丁目1番地4
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から收受する対価	【距離制】 2kmまで150円、2km～5kmまで300円、 5km以上500円		【距離制】 2kmまで150円、2km～5kmまで300円、 5km以上500円
4	複数乗車の設定	無		無
5	使用車両	車いす車・・・1台(軽) 回転シート車・・・2台(軽)		車いす車・・・1台(軽) 回転シート車・・・2台(軽)
	使用権原	法人所有・・・3台(うちリース契約2台)		法人所有・・・3台(全てリース契約)
6	運転者	普通免許・・・3名	○	普通免許・・・4名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理責任者	船水 亜紀子		船水 亜紀子
	整備管理責任者	成田 とも子		成田 とも子
	事故対応責任者	成田 とも子		成田 とも子
	苦情処理責任者	佐藤 逸郎		佐藤 逸郎
8	運送対象等	対象	○	要介護認定者20名
	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	自宅から医療機関等への送迎		自宅から医療機関等への送迎
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名 称) 社会福祉法人 愛成会 (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	○	(名 称) 社会福祉法人 弘前愛成園 (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地3 (代表者) 理事長 三浦 昭子
	事業所	(名 称) 弘前静光園ホームヘルパーステーション (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地2		(名 称) 弘前静光園ホームヘルパーステーション (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地2
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から収受する対価	【距離制】 2kmまで300円、以降1km増すごとに100円		【距離制】 2kmまで300円、以降1km増すごとに100円
4	複数乗車の設定	なし		なし
5	使用車両	車いす車・・・3台(軽) セダン・・・1台(軽)	○	車いす車・・・3台(軽)
	使用権原	法人所有・・・4台	○	法人所有・・・3台
6	運転者	普通免許・・・3名	○	普通免許・・・5名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理の体制等	運行管理責任者		奈良岡 美保
		整備管理責任者		西村 良秋
		事故対応責任者	○	照田 英明
		苦情処理責任者	○	照田 英明
8	運送対象等	対象	○	要介護認定者・・・21名
	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	自宅から医療機関等への送迎		自宅から医療機関等への送迎
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

(社会福祉法人 愛成会・自由ヶ丘)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 5

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容	
1	運送主体	(名称) 社会福祉法人 愛成会 (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	○	(名称) 社会福祉法人 弘前愛成園 (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地3 (代表者) 理事長 三浦 昭子	
	事業所	(名称) 自由ヶ丘ホームヘルプステーション (所在地) 弘前市大字金属町5番地30		(名称) 自由ヶ丘ホームヘルプステーション (所在地) 弘前市大字金属町5番地30	
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。	
3	旅客から収受する対価	【距離制】 2kmまで300円、以降1km増すごとに100円		【距離制】 2kmまで300円、以降1km増すごとに100円	
4	複数乗車の設定	なし		なし	
5	使用車両	車いす車・・・3台(軽) 回転シート車・・・1台		車いす車・・・3台(軽) 回転シート車・・・1台	
	使用権原	法人所有・・・4台		法人所有・・・4台	
6	運転者	普通免許・・・42名	○	普通免許・・・33名	
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
7	運行管理の体制等	運行管理責任者	○	千葉 泰代・葛西 里美	
		整備管理責任者	○	工藤 裕孝・今 敏博	
		事故対応責任者	○	下山 宏伸・土岐浩一郎	
		苦情処理責任者	○	下山 宏伸・土岐浩一郎	
8	運送対象等	対象	○	身体障害者・・・72名 要支援認定者・・・11名 要介護認定者・・・39名	
		運送の区域		弘前市を発地又は着地とする区域	弘前市を発地又は着地とする区域
		目的		施設から医療機関等への送迎	自宅から医療機関等への送迎
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名 称) 社会福祉法人 愛成会 (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲		
	事業所	(名 称) 養護老人ホーム弘前温清園 (所在地) 弘前市大字金属町5番地1		平成30年11月より実施。(青森運輸支局にて届出確認済。)
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		青森運輸支局へ、同一法人にて事業所を増やす場合、協議会にかかる必要があるのか確認したところ、協議会は特段必要ないが、運輸支局へ届出は必要とのこと。
3	旅客から収受する対価	【距離制】 2kmまで300円、以降1km増すごとに100円		
4	複数乗車の設定	なし		
5	使用車両	車いす車・・・3台(うち軽2台)		
	使用権原	法人所有・・・3台		
6	運転者	普通免許・・・26名		
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		
7	運行管理の体制等	運行管理責任者	齋藤 智賀子	
		整備管理責任者	中畑 直人	
		事故対応責任者	照田 英明	
		苦情処理責任者	照田 英明	
8	運送対象等	対象	身体障害者・・・17名 要支援認定者・・・3名	
		運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域	
		目的	施設から医療機関等への送迎	
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		

※ 使用車両 現在は2台  
次回更新時、3台へ変更



(社会福祉法人 愛成会・津軽ひかり荘)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 7

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 社会福祉法人 愛成会 (所在地) 弘前市大字豊原1丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲		
	事業所	(名称) 養護盲老人ホーム津軽ひかり荘 (所在地) 弘前市大字金属町5番地1		
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		平成30年11月より実施。(青森運輸支局にて届出確認済。)
3	旅客から収受する対価	【距離制】 2kmまで300円、以降1km増すごとに100円		青森運輸支局へ、同一法人にて事業所を増やす場合、協議会にかける必要があるのか確認したところ、協議会は特段必要ないが、運輸支局へ届出は必要とのこと。
4	複数乗車の設定	なし		
5	使用車両	車いす車・・・1台 セダン・・・2台(うち軽1台)		
	使用権原	法人所有・・・3台		
6	運転者	普通免許・・・16名		
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		
7	運行管理の体制等	運行管理責任者	齊藤 隆一	
		整備管理責任者	工藤 裕孝	
		事故対応責任者	下山 宏伸	
		苦情処理責任者	下山 宏伸	
8	運送対象等	対象	身体障害者・・・69名	
		運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域	
		目的	施設から医療機関等への送迎	
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		

(社会福祉法人 オリーブ会)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 8

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 社会福祉法人 オリーブ会 (所在地) 弘前市大字鷹匠町16番地1 (代表者) 理事長 石澤 誠		(名称) 社会福祉法人 オリーブ会 (所在地) 弘前市大字鷹匠町16番地1 (代表者) 理事長 石澤 誠
	事業所	(名称) オリーブヘルパーステーション (所在地) 弘前市大字鷹匠町16番地1		(名称) オリーブヘルパーステーション (所在地) 弘前市大字鷹匠町16番地1
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から収受する対価	【距離制】 4kmまで350円、以降1km増すごとに50円	○	【距離制】 4kmまで330円、以降1km増すごとに50円
4	複数乗車の設定	なし		なし
5	使用車両	車いす車・・・4台(うち軽2台) 回転シート車・・・2台(うち軽2台)	○	車いす車・・・3台(うち軽2台) 回転シート車・・・2台(うち軽2台)
	使用権原	法人所有・・・6台	○	法人所有・・・5台
6	運転者	二種免許・・・1名 普通免許・・・1名	○	二種免許・・・2名 普通免許・・・2名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。(普通免許の者)		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。(普通免許の者)
7	運行管理責任者	齋藤 健一郎	○	工藤 強造
	整備管理責任者	佐藤 伸彦	○	工藤 強造
	事故対応責任者	石澤 育子		石澤 育子
	苦情処理責任者	石澤 育子		石澤 育子
8	対象	身体障がい者・・・1名 要介護認定者・・・10名	○	身体障がい者・・・1名 要介護認定者・・・13名
	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	自宅から医療機関、公的機関等への送迎		自宅から医療機関等への送迎
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

(社会福祉法人 津軽富士見会)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 9

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名 称) 社会福祉法人 津軽富士見会 (所在地) 弘前市大字山崎 1 丁目 3 番地 7 (代表者) 理事長 野呂 知子		(名 称) 社会福祉法人 津軽富士見会 (所在地) 弘前市大字山崎 1 丁目 3 番地 7 (代表者) 理事長 野呂 知子
	事業所	(名 称) 弘前園ヘルパーセンター (所在地) 弘前市大字鬼沢字山ノ越 2 4 9 番地		(名 称) 弘前園ヘルパーセンター (所在地) 弘前市大字鬼沢字山ノ越 2 4 9 番地
2	法令順守	様式第 2 号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない。		様式第 2 号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から收受する対価	【時間制】 1 0 分まで 5 0 0 円、2 0 分まで 1, 0 0 0 円、 3 0 分まで 1, 5 0 0 円	○	【時間制】 1 0 分まで 3 0 0 円、2 0 分まで 6 0 0 円、 3 0 分まで 9 0 0 円
4	複数乗車の設定	なし		なし
5	使用車両	車いす車・・・3 台 (うち軽 1 台) 回転シート車・・・1 台 (軽)	○	車いす車・・・2 台 回転シート車・・・1 台 (軽)
	使用権原	法人所有・・・4 台 (うちリース契約 1 台)	○	法人所有・・・3 台
6	運転者	普通免許・・・4 名		普通免許・・・4 名
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2 年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2 年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理 の体制等	運行管理責任者 玉田 由紀子		玉田 由紀子
	整備管理責任者	建部 和洋		建部 和洋
	事故対応責任者	長谷川 弘子		長谷川 弘子
	苦情処理責任者	長谷川 弘子		長谷川 弘子
8	運送対象等	対象 要介護認定者・・・1 1 名	○	要介護認定者・・・5 名
	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	自宅から医療機関等への送迎		自宅から医療機関等への送迎
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

## 対価について

No	法人名	複数乗車	平均輸送距離 平均輸送時間 ※1	設定対価	料金 ※2	タクシー料金に対する 設定対価の割合
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	平均3名	17.8km	【距離制】 410円×3人=1,230円 (通院・片道)	5,590円	22.0%
2	社会福祉法人 抱民舎	平均2名	6.0km	【距離制】 単独乗車：800円 複数乗車：1,000円(2名の場合) (通院・片道)	2,080円	48.1%
3	社会福祉法人 桃仁会	なし	7.1km	【距離制】 500円(通院・片道)	2,440円	20.5%
4	社会福祉法人 愛成会	なし	3.7km	【距離制】 400円(通院・片道)	1,380円	29.0%
5	社会福祉法人 オリーブ会	なし	1.2km	【距離制】 350円(通院・片道)	730円	48.0%
6	社会福祉法人 津軽富士見会	なし	10.7km 22分	【時間制】 1,500円(通院・片道)	3,520円	42.6%

※1 平均輸送距離 → 各利用者ごとに「自宅～医療機関等」までの距離を計測し、利用日数(月)を乗じてたしあげ、事業所の月の総輸送距離を算出。  
その数値を利用日数計で除して平均を算出。

(例) Aさん・・・【距離15km、月20日利用】、Bさん・・・【距離10km、月10日利用】、Cさん・・・【距離5km、月4日利用】  
この場合、{(15km×20日)+(10km×10日)+(5km×4日)}÷34日≒12.3km/日 となります。

平均輸送時間 → 各利用者ごとに「自宅～病院」までの時間を計測し、利用日数(月)を乗じてたしあげ、事業所の月の総輸送時間を算出。  
その数値を利用日数計で除して平均を算出。

(例) Aさん・・・【時間12分、月20日利用】、Bさん・・・【時間8分、月10日利用】、Cさん・・・【時間5分、月4日利用】  
この場合、{(12分×20日)+(8分×10日)+(4分×4日)}÷34日≒10分/日 となります。

※2 タクシー料金の算出方法

普通車の単価(資料7参照)を用い、距離制運賃(又は時間制)により料金を算出。

(例) No1 → (17.8km×1,000-1,200m【初乗り距離分】)÷306m≒54 54回×90円+640円(初乗り料金)=5,500円

## 青森県タクシー自動認可運賃下限額(弘前交通圏)

公示 令和元年12月13日

## 1 距離制運賃

		初乗運賃	加算運賃
車種別	特定大型車	1.2km 800円	219m 90円
	大型車	1.2km 730円	230m 90円
	普通車	1.2km 640円	306m 90円

## 2 時間距離併用制運賃及び待料金

車種別	特定大型車	1分20秒 90円
	大型車	1分25秒 90円
	普通車	1分50秒 90円

## 3 時間制運賃

車種別	特定大型車	30分 4,190円
	大型車	30分 3,980円
	普通車	30分 2,810円

## 福祉車両による福祉輸送の需要量と供給量

資料8-1

### 需要量

	(人)	
要介護(要介護3、4、5)認定者	3,712	①
施設入所者	1,247	②
①-②	2,465	③
身体障がい者(下肢、体幹1・2級)64歳以下の人	225	④
身障施設入所者	15	⑤
④-⑤	210	⑥

資料3参照

※65歳以上の身体障がい者は、要介護認定も受けていると考えられるため除外。

需要者(福祉車両使用)③+⑥	2,675
----------------	-------

要介護者需要量③×38回(年)(※1)	93,670	⑦
障がい者需要量⑥×46回(年)(※2)	9,660	⑧
<b>需要量見込 ⑦+⑧</b>	<b>103,330</b>	<b>(A)</b>

資料3参照

(※1)要介護者の需要量の算定根拠:訪問介護事業所への実態調査による平均値。

(※2)障がい者の需要量の算定根拠:移動支援事業の実績による平均値

### 供給量

	(台)	
福祉車両(4条・78条許可、79条登録)	185	⑨
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	27	
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	158	

資料3参照

<b>現在の供給量</b>	<b>40,227</b>	<b>(B)</b>
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	6,321	
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	<b>33,906</b>	<b>(C)</b>

※供給量の算定根拠:訪問介護事業所、福祉有償運送登録事業所、

タクシー会社への実態調査による実績

現在の需要と供給のバランス (A) > (B) (需要 > 供給)  
(供給が63,103回不足)

※福祉有償運送登録事業所を除外した場合  
(A) > (C) (需要 > 供給)  
(供給が69,424回不足)

## 福祉車両にセダン型を加えた場合の福祉輸送の需要量と供給量

## 需要量

		(人)
要介護・要支援認定者	10,493	①
施設入所者	1,529	②
①-②	8,964	③
身体・知的・精神障がい者(64歳以下)	4,614	④
施設入所者(身障・知障)	199	⑤
④-⑤	4,415	⑥

資料3参照

※65歳以上の身体障がい者は、要介護認定も受けていると思われるため除外。

需要者③+⑥	13,379
--------	--------

要介護者需要量③×38回(年)(※1)	340,632	⑦
障がい者需要量⑥×46回(年)(※2)	203,090	⑧
<b>需要量⑦+⑧</b>	<b>543,722</b>	<b>(A)</b>

資料3参照

(※1)要介護者の需要量の算定根拠:訪問介護事業所への実態調査による平均値。

(※2)障がい者の需要量の算定根拠:移動支援事業の実績による平均値

## 供給量

		(台)
福祉車両	185	⑨
セダン型車両	540	⑩
車両計 ⑨+⑩	725	⑪
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	44	
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	681	

資料3参照

<b>供給量見込(※3)</b>	<b>161,431</b>	<b>(B)</b>
------------------	----------------	------------

うち福祉有償運送車両分(79条登録) 9,828

うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所) 66,923 (C)

うちタクシー会社によるセダン型での輸送可能回数(想定) 5.8回×40人×365日=84,680回

※3 供給量の算定根拠:訪問介護事業所、福祉有償運送登録事業所、タクシー会社への実態調査による実績にタクシー会社にて移動困難者の輸送可能な資格保持者が輸送した場合の数値を加えたもの

現在の需要と供給のバランス (A) > (B) (需要 > 供給)  
(供給が382,291回不足)

※福祉有償運送登録事業所を除外した場合  
 (A) > (C) (需要 > 供給)  
(供給が392,119回不足)